

令和2年1月1日から 雇用保険電子申請の事務処理の一部を

## 「岡山労働局 雇用保険

電子申請事務センター」で行います。

現在、岡山県内の各ハローワークへ e-Govの電子申請システムを活用して提出されている「雇用保険電子申請手続き」について、事務処理を迅速に行うため、雇用保険被保険者に関する業務及び雇用継続給付等の審査事務の一部を「岡山労働局雇用保険電子申請事務センター」で行います。(裏面参照)

### <ご注意ください>

- 1 電子申請にかかる手続き方法に変更はありません。申請先も従来と変更なく、管轄のハローワークとなります。  
電子申請画面(基本情報画面)の申請先は管轄のハローワークを選択してください。
- 2 届出内容の確認書類について、以前提出のある書類であっても届出の都度添付をお願いします。  
また、必要に応じて確認書類の添付を修正指示等で依頼する場合があります。  
(例:定年退職の場合の被保険者資格喪失手続き ⇒ 就業規則の定年規定部分の写しの添付)
- 3 電子申請を利用する場合は、照合省略の認可(※)を受けることで、賃金台帳等の確認書類の添付を省略することができます。  
(※) 認可手続きについて、事業所は管轄のハローワーク、労働保険事務組合・社会保険労務士は岡山労働局職業安定課へ申請・お問い合わせください。

#### 岡山労働局雇用保険電子申請事務センター

〒700-0971 岡山市北区野田1-1-20 岡山公共職業安定所敷地内

TEL: 086-236-7260

FAX: 086-236-7263

開庁時間: 午前8時30分~午後5時15分(土日祝、年末年始を除く平日)



## 雇用保険電子申請手続き取扱一覧

電子申請が可能な手続		電子申請 事務センター	ハローワーク
事業所に関する手続き	雇用保険の事業所設置の届出		○
	雇用保険の事業所廃止の届出		○
	雇用保険の事業所の各種変更の届出		○
	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届		○
	雇用保険事業所非該当承認申請書		○
被保険者に関する手続き	雇用保険被保険者資格取得届	○	
	雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付なし・あり、期間等証明書）	○	
	雇用保険被保険者転勤届	○	
	個人番号登録・変更届	○	
雇用継続給付に関する手続き	雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金）の申請	○	
	雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢再就職給付金）の申請	○	
	雇用保険育児休業給付（育児休業給付金）の申請	○	
	雇用保険介護休業給付（介護休業給付金）の申請	○	
	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認	○	
	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児・介護）の提出及び育児休業給付受給資格確認	○	

※直前に雇用されていた事業所の離職手続きが遅れている場合や離職票の訂正・補正等の手続きなどについては従来どおり管轄ハローワークが取り扱います。

※労働者の方が行う求職者給付関係、就職促進給付関係及び教育訓練給付関係の手続については、管轄のハローワークへお問い合わせください。

※**制度に関するお問い合わせについては、各ハローワークへ**お願いします。

### 〈ご確認ください〉

- 送信した電子申請を取下げたい場合は、審査終了になるまでの間であれば、電子申請システムで取下げが可能です。申請取下げについては、電子申請システムの状況確認画面から行ってください。  
電話・FAXによる申請取下げはできません。
- 電子申請で手続き終了した内容に誤りがあった場合、電子申請システムでの「訂正手続き」はできませんので管轄のハローワークへご相談ください。
- 電子申請に必要な添付書類を添付し忘れたり、記載漏れ、管轄のハローワークを誤って申請した場合は、原則として「修正指示」により理由を付した上で返戻しますので、再度届け出いただくこととなります。添付漏れには十分にご注意ください。